唐松47団地のみ

(新見市市営住宅管理条例施行規則 第3条)

単身者の入居者資格については、次の各号のいずれかに該当する者(身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居住においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。)とする。

- (1) 60歳以上の者
- (2) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が国土交通 省が国土交通省令で定める程度であるもの
- (3) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害 の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定に よる厚生労働大臣の認定を受けている者
- (5) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者
- (6) 海外からの引揚者で本邦に引き上げた日から起算して5年を経過していない者
- (7) ハンセン病療養所入所者等に対する保証金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第 2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止法」という。)第1条第2項に規定する被害者でア及びイのいずれかに該当する者
 - ア 配偶者暴力防止法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止法第5条の 規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
 - イ 配偶者暴力防止法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申し立てを行った者で、 当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない者
- 2 前項の規定に該当する者及び被災市街地復興特別措置法第21条で定める者で、 入居できる市営住宅の規格は住戸専用面積が45平方メートル以下とする。ただ し、これにより難いときは、市長が別に定める規格の住宅とする。